

令和 6 年 第 3 回茅野市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 3 月 27 日(水) 午後 2 時 30 分～午後 5 時 15 分

2. 開催場所 茅野市役所 議会棟 大会議室

3. 出席委員 25 名

農業委員（17 名）

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
18	会 長	牛山 義登	8	委 員	柳澤 圭吾
17	会長代理	小林 修治	9	委 員	前田 ちひろ
			10	委 員	矢島 平一
2	委 員	白鳥 誠司	11	委 員	吉田 秀史
3	委 員	矢島 勝秀	12	委 員	堀内 友恵
4	委 員	小平 開	13	委 員	篠原 朋夫
5	委 員	宮坂 直治	14	委 員	小池 正雄
6	委 員	伊藤 利幸			
7	委 員	渡邊 公人	16	委 員	田村 和己

農地利用最適化推進委員（9 名）

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
19	委 員	細川 光夫	24	委 員	竹村 俊治
20	委 員	宮崎 博人	25	委 員	帯川 孝男
21	委 員	小林 正一	26	委 員	牛山 浩文
22	委 員	有賀 宣尚	27	委 員	戸田 広史
23	委 員	島立 雄幸			

4. 欠席委員 1 名

5. 議事日程

第1 農業委員会長招集あいさつ

第2 主要会務報告について

第3 議事録署名委員の選任（16 番：田村 和己、2 番：白鳥 誠司）

第4 総会の公開について

第5 審議

議案第 12 号 農地法第 3 条の規定に依る許可申請について（3 件）

議案第 13 号 農地法第 4 条の規定に依る許可申請について（2 件）

議案第 14 号 農地法第 5 条の規定に依る許可申請について(9 件)

議案第 15 号 農用地利用集積計画(貸借権設定)の決定について
(20 件)

議案第 16 号 農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
(2 件)

議案第 17 号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
(1 件)

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 鎌倉 亮

事務局次長 吉田 哲郎

農業振興担当 両角 将代志

主 査 五味 義人

7. 会議の概要

会長代理	それでは皆さん定刻となりましたのでただいまより令和6年度3月、今年度最後の総会になります、3月の総会を開催いたします。よろしくお願い致します。開会に先立ちまして本日の総会の成立宣言をいたします。 本日、欠席1名欠員1名ということですが、農業委員の過半数に出席が達しておりますので、総会が成立することを宣言いたします。 それでは 1.農業委員会会長招集あいさつ、ということで会長よりお願い致します。
1. 農業委員会会長招集あいさつ	
会長	皆さんこんにちは。今年度も本日を入れて片手で数えられる時期になりました。年度最終の総会に先立ち挨拶を申し上げます。 春分の時期も中盤を過ぎて今年もテレビからはいろいろな桜前線の話も流れてくるわけですが、今年は例年と違い一進一退の状況で、不順な天候になっていると思います。またその不順な天候は農業においても土が乾かずになかなか外に出られない人もいるというようなことでの作業が滞っていることにちょっといら立ちを感じている人もいるのかなと、そんなふうにも感じております。また、温室やハウスの中では育っている苗の状態から、例年と様子が違っているという花農家さんの意見も伺っているところでございます。そうした中ですが、水稻農家では4月中旬頃の播種作業に向けて準備を進める様子が多くなってき、そんな時期かなとも思っております。 昨日は若い農業者で作る4Hクラブというクラブの人たちとの懇親会の席に招待されまして、ざっくばらんな意見を交わさせていただきました。その人たちの中には座談会に参加している方がいたんですけども、それはまだご

	くわずかの人ということでしたので、各地区に私たちが入っておりますので、ぜひ座談会に誘っていただければいいと思います。いずれにしても今後中心的な、農業を担う存在になっていく人たちになると思いますので、大切に育てていくということもポイントになるのかなと思っています。よろしくお願いいたします。 また別件ですが、既にマスコミ等にて皆さんご存知かと思いますが、北山地区、豊平地区においては大規模な農地転用事案もあります。市では来年度を目途に農振農用地の見直しを進めているということですが、目標地図を作っていく上ではやはり考慮をしていかなければいけないのかなと考えております。 その目標地図の素案作りですが、この冬場1月から3月にかけて大変慌ただしい中進めていただきありがとうございました。委員の皆さんのご尽力によりほぼ当初の目的まで近づいてきたのかなと感じております。なおこれから一年間は行政計画があるため今度は市の方へ移っていくということになります。しかし市の方に移ったとしても我々はアシスタントとして担っていかないといけないのかなと思っています。いずれにしましても私たちに残された任期はあと一年ということになります。各委員さんたち、もうひと踏ん張りしていただいてこの地域計画がなんとか形になるように、そんなことをお願いいたしまして、冒頭のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
会長代理	ありがとうございました。 続きまして2.主要会務報告ということで、引き続き会長をお願いします。
2. 主要会務報告について	
会長	(主要会務の報告)
3. 議事録署名委員の選任	
会長代理	続きまして、本日の議事録署名委員の選任を行います。本日は16番の田村和己さん、それから2番の白鳥誠司さんよろしくお願いいたします。 それでは、総会の公開についてということで、会長よろしくお願いいたします。
4. 総会の公開について	
会長	まず審議に入る前ですけれども、本日の審議会の公開非公開についていつも通り協議いたします。発言につきましては挙手の上、議席番号氏名を告げてからお願いいたします。 本日の審議は、事前にお知らせしました通り、農地法による許可申請は3条が3件、4条2件、5条9件の計14件です。また農用地利用集積計画の賃借権設定の決定が20件。同じ賃借権の設定ですが一括方式が2件、所有権移転が1件あります。

	審議内容にはですね、個人的な情報が入っていますが、会議は原則公開として進めたいと思いますが、皆さんにお諮りいたします。公開で良いと判断される皆さん、委員さんは挙手をお願いします。 (多数挙手) はいありがとうございました。賛成多数ですので、本日の総会は公開で進めてまいります。よろしくお願いいたします。 (傍聴者なし)
5. 審議	
議長	それでは審議の方を進めさせていただきます。早速ですが事務局より、審議事項、第 12 号から農地法第 3 条の規定による許可申請から順次、事務局より説明願います
次長	【申請番号 1 について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
19 番委員	3 月 22 日に玉川地区委員 3 名で現地を確認しました。申請地は案内図 3-1 をご覧ください。玉川の清泉区、清泉区民会館南側にある集落内の畑地です。渡人は本業の仕事が忙しく、耕作が困難なため譲渡先を探していたところ、譲渡先が見つかったため、今回手放すことにしました。受人は自宅近くの家庭菜園ができる土地を探していたところ、譲渡人との条件が合い申出に応じることとしました。受け人は、葉物野菜類を中心とした家庭菜園として耕作します。現地を確認したところ、南側以外駐車場や宅地に囲まれているという畑地で、受人は肥料や農薬は地域の基準に従い住居地域の皆さんと調和を保った家庭菜園農業を行いたいと考えています。この売買は問題ないと考えてまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さん及び事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	質問や意見がないようですので採決に入ります。 申請番号 1 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 1 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 2 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
13 番委員	24 日に湖東地区委員 3 名で現地を確認しました。申請地は山口集落の北側にあります。渡人は遠隔地で耕作困難のため売却、譲受人は農業経営拡大のため購入という契約です。一方の土地は小さいですが、受人がこの

	隣地を購入のうえ耕作する予定で、隣地の売買の話も進めているということです。この申請は問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願いします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さん及び事務局からの説明につきまして、質問等ある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	質問や意見がないようですので採決に入ります。 申請番号 2 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 2 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 3 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 3 について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
8 番委員	3 月 23 日、北山地区委員 4 名で現地調査を行いました。案内図 3-3 にありますように、現地は柏原集落にある農地です。受入は住宅に隣接した土地で野菜など容易に栽培でき経営規模を図れるため、渡人は受入の希望に應えるため売却を希望しています。機械や労働力等を確認し、この売買は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただ今の担当地区委員さん、及び事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 3 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 3 は原案の通り決定いたします。
議長	引き続きまして、議案第 13 号、農地法第 4 条の規定に係る許可申請につきまして、審議をお願いいたします。それでは申請番号 1 について説明をお願いします。
事務局	【申請番号 1 について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員さんから現地調査の報告をお願いいたします。
2 番委員	3 月 22 日に玉川地区委員 3 名にて現地調査を行いました。案内図 4-1 をご覧ください。申請場所は玉川地区中沢分地県道 484 号富士見・原・茅野線鉢巻線沿い、学林バス停から北へ 200 メートル行ったところの原野の牧草地のうち 3 万平方メートルです。申請者は原村の公益財団法人農村厚生協会、東にハケ岳の眺望を望むことができる絶景の地であること、また大学校のシンボルとして、さらに、集客のきっかけとなることを目的として、桜

	の木約 200 本を植樹する計画です。隣接する農地は、大学校の敷地内のため問題ございません。現地を確認しましたが、農地は牧草地で休耕中でございます。また酪農事業に影響を与えることはないと見ました。この転用は問題ないと見てまいりましたので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。申請番号 1 につきまして、地区担当委員さん及び事務局からの説明がありました。質問や意見の方は挙手願います。 (質問等なし)
議長	ないようですので、採決に入ります。 申請番号 1 について原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 1 は原案通り決定いたします。
議長	続いて申請番号 2 をお願いいたします。
事務局	【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】
議長	続きまして、地区担当委員さんから現地調査の報告をお願いいたします。
7 番委員	3 月 23 日に北山地区委員 4 名で現地調査を行いました。案内図 4-2 にありますように、申請地は茅野消防署の北部分署の近くにあります。申請者の子どもが帰ってきて住むことになりました。ついては隠居住宅が必要となります。雨水は宅地内に地下浸透、生活排水下水道に接続し、隣家との境界確認も済んでおります。現地を確認しましたが、申請地の建物が平屋であり高さ 5.2 メートルぐらいで、周囲に影響がなく、許可条件を満たしていると考えます。問題はないと見てまいりましたのでよろしく審議をお願いいたします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さん及び事務局からの説明について意見や質問のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	意見等がないようですので採決に入ります。 申請番号 2 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により申請番号 2 は、原案通り決定いたします。
議長	それでは続きまして議案第 14 号、5 号の許可申請に移っていきます。申請番号 1 から説明をお願いします。
事務局	それでは 5 条の方を説明してまいります。申し訳ございませんが、申請番号 1 の 7 ページ、それから申請番号 2 の 8 ページになりますが、これは隣接している農地、渡人が同じ人になりますので、一括で説明をさせていただけれ

	ばと思います。 【申請番号 1、2 について議案書をもとに朗読】
議長	続きまして担当地区委員から現地調査の報告をお願いいたします。
24 番委員	3月 23 日ちの地区担当 2 名で現地調査を行いました。申請地は案内図 5-1、5-2 を参照してください。茅野警察署西側の市役所職員駐車場に隣接した土地になります。現在は休耕中であります。渡人は管理が困難であり、以前から手放したいと考えていました。受人は、アパートとして、立地条件も良いことから申請地を購入し、アパートを建設することにしました。隣接者とは境界確認済みで、具体的な計画については、今後周辺地権者へ説明する予定となっております。アパートの敷地につきまして雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続、他も問題ないと見てまいりました。また、5-2 の申請場所について、受人につきましては敷地がこの土地に隣接しており建物の裏が手狭であるため申請地を購入し利便性を図りたいということで話がまとまりました。現況のままの使用となりまして、宅地の延長地としての利用のため、問題はないと見てまいりました。5-1 と 5-2 につきまして、審議をよろしくお願いいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当理事さん及びの説明について意見や質問のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 1、申請番号2について原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により申請番号 2 番は、原案通り決定いたします。
議長	次に申請番号 3 についてお願いします。
事務局	【申請番号 3 について議案書をもとに朗読】
議長	続きまして担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
16 番委員	21 日に宮川地区委員4名で現地調査いたしました。現地につきましては、案内図5-3にありますように新井公民館から 20 メートル、中央道の側道に面した第Ⅰ種住居地域に位置する土地です。この二つの土地につきましては、お父さんが亡くなった平成 28 年に遺産相続で取得して以来、耕作することなくただ草刈りをして休耕として今日まで来ております。そんな中で、以前から売却したいという意思がありまして、今回売却となりました。所有者は遠方であること、また高齢で 70 歳近くになっていること、それからお子さんも遠方にいるということで今後この農地を農業としてやっていくことは見込めないということで売却に踏み切りました。近隣の農地に対する影響等は考えられません。何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長	それではこれより質疑に移ります。担当地区委員さん及び事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	それでは、ないようですので採決に入ります。 申請番号 3 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により申請番号 3 番は、原案の通り決定いたします。
議長	次に申請番号 4 についてお願いします。
事務局	【申請番号 4 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いいたします。
27 番委員	3 月 21 日に宮川地区委員 4 名で現地確認をしてまいりました。場所については案内図 5-4 をご覧いただきたいのですが、国道 20 号の坂室バイパスから西へ 200 メートル程行ったところになります。渡人につきましては、遠方のため農業ができないため市内の宅地建物取引業者へ売却ということになり、4 区画の宅地造成をして販売をするということです。許可要件は満たしており、農地転用は問題ないと思いますので、ご審議をよろしく願います。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さん、及び事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 4 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により申請番号 4 番は、原案の通り決定いたします。
議長	次に申請番号 5 についてお願いします。
事務局	【申請番号 5 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
27 番委員	3 月 21 日に宮川地区委員 4 名で現地確認をしてまいりました。申請地につきましては、国道 20 号の坂室の信号より中央本線を渡り酒室神社上バス停を向ヶ丘方面へ 200 メートル程入ったところになります。渡人につきましては、この土地を親から譲り受けて現在に至っているという状況です。受人については、家族が増えて手狭になってきたので、購入者の方が長男になるのですが、家をつくりたいということです。申請内容等、要件を満たしているということで、この農地転用は問題ないと思てまいりましたので、ご審議よろしく願います。

議長	これより質疑に移ります。ただいまの地区担当委員さん、及び事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 5 番について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 5 番は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 6 について説明をお願いします。
事務局	【申請番号 6 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
Ⅱ 番委員	3 月 22 日に農業委員 2 名で現地調査を行いました。案内図 5-6 をご覧ください。場所は米沢埴原田区、米沢台の入口付近にあります。受人は、平成 25 年に今回の申請地に隣接する土地を取得し住宅を建築しました。住宅西側を接続道路としていましたが、道路幅が狭く車両進入路として使い勝手が悪かったため、今回の所有者の承諾を得て申請地を進入路として今まで使っていました。今回土地の売買により申請をするというものです。現地確認をしましたが、農地としては難しく、申請者が購入し宅地の一部とすることに問題はないと見てまいりましたので、ご審議のほうよろしく願いいたします。
議長	ただいまの地区担当委員さん、及び事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	意見等がないようですので採決に入ります。 申請番号 6 番について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 6 番は原案の通り決定いたします。
議長	次に申請番号 7 をお願いします。
事務局	【申請番号 7 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
Ⅱ 番委員	3 月 22 日に農業委員 2 名で現地調査を行いました。場所は米沢北大塩地区、北大塩公民館の斜め上の土地になります。渡人は地元の方で、管理が困難ということで売買を希望しています。受人は今後仕事の都合で茅野市に移住し住宅を建築したいということです。この土地の選定理由としては近隣に保育園や小学校があり通園・通学に便利で周囲の環境も良いためぜひ購入したいということです。この申請につきまして適切で問題ないと

	見てまいりましたので、ご審議のほうよろしく願いいたします。
議長	ただいまの地区担当委員さん、及び事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 7 番について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 7 番は原案の通り決定いたします。
議長	次に申請番号 8 をお願いします。
事務局	【申請番号 8 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
2 番委員	3 月 22 日に玉川地区委員 3 名にて現地調査を行いました。案内図 5-8 をご覧ください。申請場所は玉川地区小堂見集落内、東部中学校より西へ 300 メートルに位置する畑 2 筆 451 平方メートルで、東側は公道、南側は宅地、西側にも宅地、北側に住宅と雑種地で、農業振興地域内の農用地区域内の白地です。渡人は人手不足のため申請地の有効利用が困難なことから受人の要望に応じ手放すことを決めました。受人は現在市内のアパートに居住していますが、安定した生活を営むため申請地を購入し、住宅を新築することとしました。現地を確認しましたが、周辺農地には所有者はいません。雨水排水につきましては敷地内浸透、生活雑排水は公共下水道へ接続し放流します。その他被害防除措置は適切です。目的のとおり住宅を建築しても何ら支障ございません。住宅用地として転用は問題ないと考えてまいりましたので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	ただいまの地区担当委員さん、及び事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	意見等がないようですので採決に入ります。 申請番号 8 番について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 8 番は原案の通り決定いたします。
議長	次に申請番号 9 について説明をお願いします。
事務局	【申請番号 9 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします
11 番委員	3 月 22 日に農業委員 2 名で現地調査を行いました。場所は米沢市塩沢地区で、以前から出ております営農型太陽光発電システムを設置する案

	件の計画変更になります。今回は工期期間の延長による変更申請です。理由としては、当時の計画では 2023 年 4 月 30 日に完成予定でしたが施工業者の部材納入が遅れたことから 2024 年からの着工になるため工事の完成を 2024 年 4 月 30 日に変更したい、また部材納入が遅れたことから当初計画していたパネルとは別のパネルに変更したい、これにともないパネルの下部面積も変更となる、ということになりました。現在の設置場所を見るとパネルと支柱が設置済みとなっています。ほぼ施設としては完成している模様であとは接続待ちという状況と見てきました。大きい変更がありますが、今までの計画通り問題はないと見てまいりましたので、ご審議の方よろしくお願いたします。
議長	ただいまの地区担当委員さん、及び事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	意見等がないようですので採決に入ります。 申請番号 9 番について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 9 番は原案の通り決定いたします。
議長	はいそれでは続いて議案第 15 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」についてお願いします。 事務局の方で説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 から申請番号 20 について議案書をもとに一括で説明】
議長	ただいま申請番号 1 から申請番号 20 について議案書を一括で説明をしていただきました。これはすべて新規の利用権設定ということでございます。これについて質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 議案第 15 号、利用権設定につきまして、原案の通り決定することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により 20 件の利用権設定につきまして原案の通り決定いたします。
議長	続いて議案第 16 号「農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」について事務局より説明をお願いします。
次長	【申請番号 1、2 について議案書をもとに説明】
議長	ただいまの事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方、挙手をお願いいたします。

	(意見等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 議案第 16 号、農地中間管理事業法第 19 条の2 農地利用集積計画(一括方式)賃貸借権設定につきまして申請番号 1 から2につきまして、一括採決に諮ります。原案通り、賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 1 から2につきましては原案の通り決定いたしました。
議長	次に、議案第 17 号「農地利用集積計画(所有権移転)について」について説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 について議案書をもとに説明】
議長	ただいま事務局より説明がありましたが、質問等ありましたら挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	質問等がないようですので採決に入ります。 申請番号 1 について原案の通り決定することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 1 は原案の通り決定いたします。
議長	以上で、本日の議案の審議事項は終了いたしました。それでは以上をもちまして、茅野市農業委員会第 3 回総会を閉会いたします。

令和 6 年 3 月 27 日

議 長

委 員

委 員